

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。